

# 議会だより

発行・編集  
東成瀬村議会議務局

印刷所  
村印刷所



## 年頭にあたり

中東紛争が大きな渦となり、全世界を巻き込んでおります。昨年後半よりの物価上昇は止るところ知らずの一方

通行、農閑期を利用しての出かせぎも、石油不足の影響でさまざまな問題が尾を引いており、又留居を守る方々も初雪が根雪となるあまり例をみないまま降り続く豪雪に悔まされ、ことのほかきびしい新春を迎えました。

昨年本村議会において議決された事業も、例年より早い降雪、加えて豪雪のため若干の遅れはありますが、二年連続事業として行なう、豪雪管理センターは建設資材の不足や高騰で予想以上の苦労があると思われ

かつてない異常事態として、国の昭和四十九年度予算編成も公共事

十月二十三日、統合中学と老人憩の家を視察のため、協和町増田町を教育委員と合同で実施しました。

先進地を実施に見聞し、今後のわが村の参考とするためのもです。

↑ 増田中学にて説明を聞く一行。

業は削減されており、村行政にも大きなしわよせがあるものと考えられます。しかし、こうした時こそ住民福祉の向上、生活安定のため議会人も一層努力しなければならぬものと信じております。

本村の当面する問題は数多くあります。道路の整備促進、ほ場整備や用水路改修、簡易水道の整備、公害対策、教育施設環境の整備、老人憩の場建設等、これ等山積しておる諸問題解決のために、私達議会は研鑽を積み皆さま方との対話を深め意志を行政に反映させるの字形に長い村ではありますが丸く住みよい村作りのため、一致協力、より努力してまいりたい所存であります。

昭和四十九年は、前進の年であってほしいし、皆さまのご健勝と今後一層のご活躍を心からお祈りいたします。

- |     |         |
|-----|---------|
| 議長  | 伊藤 誠也   |
| 副議長 | 佐々木 朝松  |
| 議員  | 鈴木 健吉   |
|     | 鈴木 正    |
|     | 伊勢谷 政太郎 |
|     | 佐藤 五郎   |
|     | 佐々木 喜代松 |
|     | 佐々木 清志  |
|     | 谷藤 喜一郎  |
|     | 佐々木 義一  |
|     | 藤原 光雄   |
|     | 佐々木 二郎  |
|     | 佐々木 勇治  |
|     | 高橋 貞男   |
|     | 佐々木伊左工門 |
|     | 佐々木 實   |
| 事務局 | 佐々木 齊   |

# 議案とその内容

## 第四回臨時会

(七月十四日)

昭和四十八年度団体営事業宮田地区土地改良事業(は場整備)工事請負契約の締結について招集された。

### 三十七、工事請負契約

田子内宮田地区のは場整備請負契約で、二十町歩(道路及び水路等)の備は来年度実施)のは場整備を六人の業者で入札、一千四百九十四万円で横手市、十五建設と契約締結の議決を求めたもの。(原案可決)

工期は契約の日から十一月三十一日まで。

## 第五回臨時会

(八月二十八日)

東成瀬村管轄合グラウンド造成工事について早急な請負契約締結を必要とするため招集された。

### 三十八、工事請負契約

村管轄合グラウンド造成工事を六業者で入札、三千二百二十万円で昭和四十七年度明許繰越分を含む)で、湯沢市、和賀組と契約締結の議決を求めたもの。(原案可決)

工期は契約の日から十月三十一日までとなつてゐるが、十月三十一日付で四十九年三月二十日までの工事延期願いが提出されている。

## 第六回定例会

(九月二十六日)

三十九、会計監査員の選任について。

知識経験を有する監査員(高橋清氏)の死亡により欠員を生じたため、新たに佐々木為吉氏を選任し、議会の同意を求めたもの。(原案可決)

教育委員高橋権雄氏任期満了に伴い新たに任命し、議会の同意を求めたもの。(原案可決)

四十一、教育委員会委員の任命について。

佐々木為吉氏都合により教育委員を辞任したため、新たに佐々木貞雄氏を任命し、議会の同意を求めたもの。(原案可決)

四十二、一般職の給与に関する条例の一部を改正する条例

管理又は監督の地位にある職員に対し、管理職手当、給料月額額の百分の五を支給する条例改正。(原案可決)

四十三、教育長の給与、勤務時間、その他勤務条件に関する条例の一部を改正する条例

教育長の受ける旅費の額を三役の受けるべき旅費の相当額に改正したもの。(原案可決)

四十四、村立豪雪管理センター設置条例

豪雪地帯で生活する地域住民の安全と生活環境の向上発展のため大柳地区に克雪センターを設置するための条例(原案可決)

四十五、過疎地域振興計画の変更について

昭和四十五年より五ヶ年計画である振興計画に変更があったため議会の議決を必要としたもの。(原案可決)

四十六、秋田県市町村職員退職手当組合の規約の一部を変更する規約について。

組合組織市町村に新たに加入申し込みがあり議会の議決を必要として提出された。(原案可決)

四十七、昭和四十八年度東成瀬村一般会計補正予算(第二号)

歳入歳出へそれぞれ一千四百三十二万五千円を追加し、予算総額を五億七千四百二十万二千円としたもの(原案可決)

四十八、昭和四十八年度国民健康保険特別会計補正予算(第二号)

事業勘定に十万六千円を追加し歳入歳出合計七千四百四十四万一千円、施設勘定に十八万七千円を追加し、歳入歳出合計を二千一百七十四万三千円としたもの。又、施設勘定の既定の一時借入金の借入最高限度額を三百万円追加し、最高額を五百万円としたもの(原案可決)

四十九、昭和四十八年度一般会計補正予算(第三号)

センター建設に伴ない継続費に五百万円を追加し、建設総額を三千九百八十二万二千円としたもの(原案可決)

五十、工事請負契約

豪雪管理センター建設工事を六業者で入札、三千二百万円で横手市、伊藤建設工業と契約締結の議決を求めたもの(原案可決)

工期は契約の日から四十九年八月三十日まで(昭和四十八年度、四十九年度継続事業)

五十一、昭和四十七年度一般会計、特別会計決算認定

## 第七回臨時会

(十一月十九日)

豪雪管理センター建設工事請負契約を締結するため招集された。

五十、昭和四十八年度一般会計補正予算(第三号)

センター建設に伴ない継続費に五百万円を追加し、建設総額を三千九百八十二万二千円としたもの(原案可決)

五十一、工事請負契約

豪雪管理センター建設工事を六業者で入札、三千二百万円で横手市、伊藤建設工業と契約締結の議決を求めたもの(原案可決)

工期は契約の日から四十九年八月三十日まで(昭和四十八年度、四十九年度継続事業)

五十二、議員報酬改正

議長八千円増の三万八千円、副議長七千円増の三万四千円、議員六千円増の三万二千円とし、四十八年十月から支給される。(原案可決)

五十三、特別職の給与改正

月額村長四万円増の十九万円、助役二万六千円増の十五万二千円、収入役二万八千円増の十四万二千円とし、四十八年十月から適用(原案可決)

五十四、教育長の給与改正

月額一万一千円増の十二万六千円とし、四十八年十月から適用。(原案可決)

五十五、一般職の給与改正

人事院勧告に基づいての一般職の職員の給与改正。(原案可決)

決算特別委員会を設置し、審議に当る。予算施行上適確に処理されているが、不用額が多すぎる点が問題とされた。又、農業用機械管理特別会計のブルドーザー使用料の未収について種々の問題があるが未納者に対し早急に整理すべきである。(原案可決)

五十七、議員報酬改正

議長八千円増の三万八千円、副議長七千円増の三万四千円、議員六千円増の三万二千円とし、四十八年十月から支給される。(原案可決)

五十八、特別職の給与改正

月額村長四万円増の十九万円、助役二万六千円増の十五万二千円、収入役二万八千円増の十四万二千円とし、四十八年十月から適用(原案可決)

五十九、教育長の給与改正

月額一万一千円増の十二万六千円とし、四十八年十月から適用。(原案可決)

六十、一般職の給与改正

人事院勧告に基づいての一般職の職員の給与改正。(原案可決)

六十一、村税条例の一部改正

法改正に伴ない村税条例の一部改正。(原案可決)

六十二、議員その他の非常勤職員の公務災害補償に関する条例の一部改正。

改正前の条例には通勤の場合の災害は補償対象から除かれていたが通勤による災害も公務災害補償の適用となる。(原案可決)

六十三、村道の廃止について。

林道有沢線となるため、村道有沢線を廃止したため。(原案可決)

六十四、秋田県市町村退職手当組合規約の一部変更

組合組織市町村に新たな加入

及び名称の変更があり議会の議決を必要として提出された。(原案可決)

六十五、一般会計補正予算(四)

歳入に二千四百七十七万七千円追加され、総額五億二千八百八十八万九千円となる。主な内容は、地方交付税一千七百九十八万五千円、宮田地区は場整備事業補助追加、九十八万二千円であり、歳出では、職員の給与改正による増額分が主である。(原案可決)

六十六、国民健康保険特別会計補正(三)

事業勘定に六十八万三千円を追加し、総額を七千四百八十二万四千円に、施設勘定に五百八十二万四千円に、施設勘定に五百八十二万四千円に、二千六百七十四万三千円に追加は赤字経営解消のため一般会計より繰入れたもの。(原案可決)

六十七、簡易水道特別会計補正(一)

四十五万五千円を追加し、総額、二百二十九万八千円となる。主な内容は岩井川簡易水道応急工事補助で一般会計より繰入れ三十九万四千円。(原案可決)

六十八、農業用機械管理特別会計補正(二)

六十三万円を追加し、総額、六百八十八万五千円に、主な内容は給与改正に伴ない職員の給与の増額(原案可決)

六十九、十文字学舎特別会計補正(一)

十二万五千円を追加し、総額、二百三十八万八千円となる。歳入は一般会計よりの繰入金、歳出は管理人員給与改正に伴ないの増額(原案可決)

七十、四十八年度における期末手当の割合等の特別に関する条例

特別職、教育長、議会議員、一般職の職員が三月に受けるべき期末手当の一部を本年度に限り、十二月に支給する等の特別に関する条例。(原案可決)

# 村長所信と報告

## 第六回定例会

今回上程した議案は十件です。そのうち三件は人事関係です。補正予算は一般会計と国保特別会計の二件です。一般会計の補正中主なもの、管理職手当二十三万一千円、公共用地購入費の百万円、豪雪克雪管理センター関係百四十七万円、老人医療費追加三百万円等で予算総額五億七千万二千円となっております。

国保関係は当初予算において運営の一時借入金最高額を二百万円としておりますが、公営病院の運営は全国的にも赤字経営で本村もその例にもれず年度途中にして少なくとも五百万円を借入しなければならぬ現状にあり議案を提出した。

事業関係では大かたの事業は着工済みですが物価高騰の影響を受け小五里台橋の上部工等二三最終取り決めの出来ない工事もございますが解決の方向に見通しがついております。

田子内地区は場整備については現在完成率五十五%で、現在道路、用排水路工事が進められております。

鉱石探査のボーリングは八ヶ所予定のところ、四ヶ所は完工しております。詳しい結果は未定ですが、鉱石、温泉共にあまり有望でない状況にあります。

コンサルトを導入し、構造改善、山村振興にそなえたいと計画しておりますが、九月九日に和光大学の生越博士を依頼し、温泉探査を四日間に渡り調査しました。くわしい結果はまだですが、千二百メートル以上の地底には湯脈があると話しております。

豪雪克雪センター関係ですが、今回の県議会に補正予算を計上したようでございます。県議会が通り次第入札に付し、早期着工と考えております。

総合グラウンドの第一期工事は操業中ですが、二期工事にそなえ秋田県土地開発公社による用地先取りをしたいと考えておりますのでご理解を得たい。

## 第八回定例会

春以来、各種の事業が順調に進み喜んでいた矢先に突如として経済関係の危機が到来し、又異常な秋の長雨、異常積雪により土木関係その他数件の工事が来春に越された事は遺憾に思っております。第二次構造改善事業、山村振興事業にふまえコンサルトを導入し対処したいと試みながら、温泉探査は和光大学の生越教授、土地利用関係は東北大学の林教授、農業経済関係は千葉大学石川教授を頼り調査の結果、生越、林両教授からは結果が出ておりますので参考に供したいと考えております。

当初予算に計上した、身障者のヘルパー並びに保健指導車は内示が十一月に入り、発令、購入した。

除雪関係は本年から雄勝土木で湯の沢、五里台間を除雪してあります。村では消防団員の出かせぎによる手不足を補うため、奥地並びに各部落の除雪にも極力、力をそぐべく、大柳地区にブルドーザーの常駐の外、小型除雪機械の借上げ、臨時運転手を確保し対策を強化し、実動に入っております。

補正予算は主として職員給与関係ですが、大きな額では診療所特別会計に五百万円を持ち出し致しました。自治体病院の赤字経営は本村においても例外でなく、三月補正でも同額の繰出しが見込まれます。診療所経営については、根本的な対策を必要と考え、細部に渡り検討を進めております。尚、十文字学生寮特別会計に十二万五千円、簡易水道特別会計に岩井川簡易水道の応急工事補助で三十七万一千円を繰出ししております。

財政調整基金の総額は五千二百八十六万七千六百九十四円となっております。これに対する本年度の見込み利息等を加えると年度末には六千五百万円を越す見込みです。

## 専決処分報告

### 第六回定例会

六、秋田県町村土地開発公社定款中、出資額の未定であった地方公共団体の出資額を次のようにしたの。  
秋田県、五百万円(原案承認)

## 一般質問から

### 第六回、第八回定例会

問 共済組合の広域合併に伴う畜産振興特にか畜管理所の今後の運営については。

答 共済組合の合併が表面化して現在、家畜管理所も含めての合併を望んだが、他町村では家畜管理で成功したためしがないことからオミットされた。しかし、畜産は本村重大産業ですので獣医師だけは確保したいと共済合併に編入されなくても村自体で獣医師の確保と管理所の運営を進めたい。

問 田子内簡易水道設計計画の進展と見通しについて。

答 田子内地区に簡易水道をいふことは多年の念願であります。水量においても数年間測定した結果権威者から大丈夫だと確言され、又、県においては、田子内、下田を含めた計画の指導があり、計画し、加入希望者のとりまとめ方を数回に渡り合を開いている。

問 岩井川小学校の給食施設について校舎完成後ときいたが未だ設備のないのは。

答 米飯給食実施の意向にあり、各校の給食施設では米飯給食は無理であるし、統合中学実現すれば当然センター式の施設を設備し運営されるものと考え、岩井川小学校の給食については現在通り運営する考えです。

問 老人憩の家の建設について国では来年から一町村一ヶ所、五年後には各学区内毎に一ヶ所と基本構想にあるが当村の考えを。

答 老人憩の家建設については、村老人クラブ連合会から二度陳情がありこれに対して規模、運営方法についてクラブ員の意志が統一すれば速かに考えを答弁している。又、老人憩の家でなく各部落にある公民館会館に老人の部屋を設置する場合は直に考えたと回答している。年に二、三回の研修の場であれば建設までのつなぎとして、近くの真人公園等にゆけるよう予算を増額している。質問の老人の家については補助限度額も少なく貧弱町村では建設至難であるが、補助金増額を国、県に要望すると共に現在本村では土地買収が限度で設計その他具体案がまとまり次第相談したいと県に申し上げております。

問 統合中学校について

答 早期実現を目指して進めたい、補助基準も四十九年度の場合は七学級、五十年になると六学級となり少なくなる。現在の中学校本校舎も老朽化がひどく、教室が暗いため近視が多くなると学校匡より指摘された。このような現状から早期実現に踏きたい。

問 共済組合広域合併による畜産のあり方について。

答 春以来、牛の価格は高値を呼び畜産農家の意欲を盛り上げてきております。しかし、広域合併により畜産農家に不安を与えていることは事実ですが村では不安解消もさることながらより積極的な畜

産振興に取り組みたく対策を講じつつあります。畜産振興は管理所の運営にかかっていると考え、他町村に例のない体制の基に進めてきたが合併を機会により強化すべく、畜産管理指導員を名実共に定着の方で当人と交渉、内諾を得ております。獣医師については極力後退しないよう申し入れ、先頃県連と皆瀬村と本村との協議の結果、負担区分等を検討し、本拠を本村に置き運営することに決定しました。

問 除雪機械等公共施設の燃料の確保について。

答 除雪機械、消防施設、学校及び保育所等の油類(然料)については農協と協議し支障のないよう確保に努めております。

問 豪雪克雪管理センター、総合グラウンド、代行路線の進捗状況について。

答 克雪センターは四十九年度、五十年年度の継続事業であり、異常積雪等により整地のみで中止している。総合グラウンドは秋の長雨等により機械の使用困難に併せ、山側に湧水が出、側溝を考えU字溝を購入したが雪のため遅れが出たので来春早々着工、完工したい、代行路線については延長四メートル、巾七メートルで現在の完工率は七〇%、期限は四十九年三月末日となっているが異常積雪により延期が予想されます。

問 岩井川地内上野線工事中止の情報がどうか。

答 現在の出来高約七〇%です。工事は中止ではなく、土地所有者

との細部の話し合いがつかず又、品不足によりU字溝の確保が出来なかつたため中断している現状であります。

問 田子内下田地区簡易水道の工事時期及び内容及完成後の全村簡易水道の管理体制について。

答 十月二十一日田子内部落総会において布設と決定、現在の加入申し込み戸数は田子内一二戸、下田四二戸、計一六四戸で七八・〇%の加入希望があります。

経費については四十八年六月一日の概算で総工費四千零八千円、個人負担は一万八千九百四十円ですが、資材等の高騰により増額されるものと考えられる。現在四十九年度布設を目標に仮設計中ですので一月中旬には正確な額が出るかと考えます。大きな事業のため、四十九年度、五十年年度の継続事業となるかもしれません。又、岩井川簡易水道は増設して未加入者の加入促進に努めたい。管理体制については当然技術者の養成も必要となることと考えます。

問 老人憩の家建設について前回協議会に於て公民館、会館に老人の部屋を設け答弁ありましたがその後の経過について。

答 老人憩の家については一般質問等再々に書写真をのべておりますが、県内布設町村の実態をみると、温泉その他条件にかなった場所が先行しているようです。建設しても利用されなければ何にもならない。老人憩の場となる老人憩の部屋については計画運営等地域の老人会等で示せば積極的に考えたいことは従前と変わりありません。

### 陳情とその経過 (第六八回定例会)

一、借入金利子補給について  
陳情者 田子内養蚕組合  
組合長 佐々木重男  
六月定例会において特別委員会を設置し継続審議となった本件について次の結論を出し、関係者に文書で通達した。  
一、停帯している桑園を順調な成育園にするには最低二年は要する。  
二、農協については営農指導、利子補給を積極的に考慮してほしい。

三、村当局は行政指導並びに道路の改修に力をそぐ。  
四、陳情要旨の利子補給については短期長期併せて百四十万円ありますが、今秋又は来年の実績をみて考慮する。  
二、大柳養蠶場存置方について  
陳情者 東成瀬村観光協会  
会長 佐々木 忠治  
佐々木成瀬氏死亡により、経営至難となった養蠶場であるが村唯一の観光資源であり、他町村の者に手に渡ることをないよう存置すべきとして採択と決定、執行部に善処方を要望。  
三、草の台部落農業用水路兼防火用水路の建設方について  
陳情者 草の台部落代表 高橋 清  
外十三名  
開田面積三、五ヘクタールに成瀬川よりポンプを使用し引水して

いるが始動中日夜付き添い併せて燃料の高騰も考えられ、又、部落内に防火用水路もない現状から、採択と決定、執行部に善処方を要望。  
四、岩井沢地区林道開設  
陳情者 岩井沢保安林 代表 富田 助治  
富田千代治  
岩井沢地内には保安林はもとより田地約一町歩、畑地約五反歩があり林道開設により、農林併用道として早急な開設を認め採択と決定、執行部に善処方を要望。  
五、中学統合推進外四項目  
陳情者 東成瀬村PTA連絡協議会  
会長 佐々木 忠治  
陳情要旨は中学統合強力推進、学校水泳プール建設、スキー場の建設、就学援助(準要保護)、児童生徒数の増大、児童生徒の学校管理下外傷害保険掛金の村負担である。統合中学推進については多年の念願であり、水泳プール、スキー場の建設については児童生徒の安全管理、健康増進上必要と認め又学校管理下外傷害保険については執行部の考えにゆだね採択と決定、執行部に善処方を要望。  
六、大柳小学校水泳プール建設について  
陳情者 大柳小中学校PTA  
会長 高橋弁之助 外五名  
児童生徒の皆泳と健康増進、安全管理が必要として採択と決定、執行部に善処方を要望。

七、焼石道路開設費に助成並びに管理について  
陳情者 岩井川愛林組合 代表 富田 長藏  
焼石道路は愛林組合で三十九年から四十二年に渡り開設工事をし現在に至っているが近年焼石登山道、短角牛放牧道と公共度が増している現状から、採択と決定、執行部に善処方を要望。

### 編集後記

「議会だより」も四号になりました。  
この号は、九月定例会、十二月定例会を主として編集したため、記載内容に時期的ずれもあり、十分とは申せませんが、頁数も限られていますのでくわしくは載せられませんがご了承ください。  
四十九年度からは、年四回各定例会ごとに発行を予定しておりますので、もう少し詳しく内容をお知らせできるものと考えます。議会用語等も掲載し、より充実した議会だよりを編集したいと意気込んでおります。  
毎回「議会だより」が皆さんのパイ役になればと願ってもベンが思うようにございません。  
より良い議会報とするためどうか皆さんの、えんりよのないご意見をお寄せ下さい。